

(別紙)

諮問番号：平成28年度諮問第9号

答申番号：平成28年度答申第8号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

本件対象児童について次の事情を考慮せずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

ア 他者との距離感を適切にとることが難しく、自分の思いを一方向的にぶつけ、相手の気持ちをくみとれないことが多いため援助を要する。

イ 環境への適応能力が低いため、行事前で日課が変更になったり、長期休業中で通学時と日課が異なる状況が続くと、情緒不安定になり、意欲や集中力の低下とともに、周囲に対して攻撃的な言動が表出することが多い。

ウ こだわりが強く、思うようにならないと大声を出したり、物を投げたりすることが多い。

(2) 処分庁の主張の要旨

障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書によることとされ、審査請求書に記載された内容から日常生活における援助が一定程度必要であることは理解するが、特別児童扶養手当認定診断書の記載内容からは、日常生活への適応にあたって援助が必要なことを読み取ることができなかった。

原処分は、適切な手続を経たものであり、違法、不当な点を認めることはできない。

第3 審理員意見書の要旨

(1) 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

(2) 本件対象児童についての前記請求人の主張については、もとより特別児童扶養手当認定診断書に反映されており、それにより、日常生活において一定程度の援助を必要とすることは窺い知ることができるが、特別児童扶養手当障害程度認定基準にいう発達障害の2級に相当するとされる「不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」とまではいえないから、原処分を違法、不当ということはできない。

(3) 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主

張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成28年10月12日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月19日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害による障害の程度は、特別児童扶養手当障害程度認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており（第7節の1）、主治医が作成した特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医が行った障害判定結果を受けて処分庁が行うものであって、その判断は、嘱託医の医学的・専門的な審査判定に基づく処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと見るべきである。

そこで、本件についてみると、原処分的前提として、嘱託医は、その医学的・専門的見地から、特別児童扶養手当認定診断書の内容を総合的に考慮した上で、判定を非該当としていることが認められ、かかる嘱託医の判定については、その過程において看過し難い過誤欠落があるとは認められず、当該判定に基づいて行った原処分時の処分庁の判断には、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してなされたものというほどの著しい不合理性は認められないから、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

なお、処分庁は、本件審査請求を受け、本件主治医に対し、請求人の主張内容を示しつつ、判定に必要な追記事項がないかを照会したが、本件主治医からは追記すべき事項がない旨の回答があり、上記の嘱託医及び処分庁の判断の基礎となる診断書記載の事実に変更はなかったから、いずれにしても、原処分が違法、不当とされる余地はない。

加えて、審理員の審理手続をみても、必要に応じて質問権を行使するなど、適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	八	代	眞	由美